

バイオマスプラ・シンボルマーク使用の手引き

日本バイオプラスチック協会

バイオマスプラ・シンボルマーク認定商品及びその広告にバイオマスプラ・シンボルマークを使用する際には、この手引きに従って下さい。

1. ご使用になるマークの仕様について

- ① 別途お渡しするフォーマットの中から選択し、縮小または拡大して使用して下さい。
マークが変形したり、ヌキの部分がつぶれてしまうような過度の縮小はしないで下さい。
- ② マークを相互に直結させ、パターンとして利用するなどの使い方はできません。
- ③ 色：明記したカラーチャートをご参照下さい。
但し、印刷コストの関係から一色だけで表現したい場合もあると存じますが、この場合にも明記したカラーチャートをご参照下さい。やむをえない場合、ご希望の色にてご使用可能ですが、その場合には 識別表示委員会事務局に届け出て許可を得てください。
マーク全体を反転させて（白抜き）使用することもできます。
地色の上にマークを載せる場合には、ヌキの部分に地色が出ても差し支えありません。
- ④ マーク周辺（好ましくはマーク下部）には、登録番号を（望ましくは社名も）付記することを原則とします。登録番号を付した部分を含めた一体としてマークを使用ください。
- ⑤ 部分限定シンボルマークの場合、対象となる部分を簡潔に 上記 登録番号の下部（もしくはマークの近辺）に表示してください。
- ⑥ 登録番号を付さないシンボルマークは 原則として使用を禁止します。やむを得ず登録番号を付さないシンボルマークを使用する場合には、識別表示委員会事務局に届け出て許可を得てください。

2. マークを付ける方法

- ・印刷、シール、金型刻印等、製品に最も適した方法を選択して下さい。
- ・何れの場合にも大きさ、更に印刷方式の場合はインキ（顔料・バインダー）、シール方式の場合はインキ（同）・媒体・糊の材質にも十分にご配慮戴きます様お願い致します。
- ・名刺へのマークの使用は、上記 1. 項を順守する事を条件に 認定期間内に限ります。事前に 識別表示委員会事務局に届け出て許可を得てください。
- ・カタログ・パンフレットにマークを使用する場合は、マーク取得製品が明らかになる方法で行うものとします。

3. バイオマスプラ商品であることの呼称の使い方

バイオマスプラ認定商品について広告等を行う場合の呼称は、次のいずれかの表現を使用して下さい。

「日本バイオプラスチック協会認定商品」

「日本バイオプラスチック協会認定バイオマスプラスチック商品」

「バイオマスプラスチック商品」

「バイオマスプラ」

4. 広告・宣伝活動における表示など

バイオマスプラ・シンボルマークの認定商品とそれ以外の商品が混在して掲載される商品カタログなどの印刷物にマークを使用する際には、他のものと認定商品をはっきり識別できるように表示して下さい。また、バイオマスプラ・シンボルマークは、製品のバイオマスプラスチック度が所定の基準を満たすものであることを保証するものです。マークの使用に際しては、その趣旨に沿ってお使い下さい。

5. 商品データベース（DB）について

- ・バイオマスプラ識別表示制度の普及を目的に、当協会ホームページ（HP）や、バイオプラジャーナルなどに下記情報を公開致します。 ご了承下さい。
- ・HP上公開DBの内容：
 - － 登録番号、有効期間（例：2007年8月10日－2010年8月9日）
 - － 製品分類
 - － 御社名

以上

2015.8